



石川経営グループ

あなたの繁栄が私たちの喜びです！

税理士法人石川経営レポート

478号

今月の視点

マイナンバー制度来年からスタート ～会社に「厳格管理」が求められる～

平成28年1月から行政サービスの利便性アップのための、また社会保険料や税金の徴収効率アップのためのマイナンバー制度がスタートします。

本年10月から、市区町村が個人番号の通知を始めますが、世間への周知度はいかがでしょうか。

(1)マイナンバー制度とは

すべての個人及び法人に対して番号を付けることで、効率的に情報を管理し迅速な情報のやりとりをすることで、手続きの簡素化を行い国民の負担を軽減することを目的としています。

本年10月から12桁のマイナンバーの番号送付が始まり、住民票のある市区町村から簡易書留で届きます。そして、そのマイナンバーを勤務先の会社へ家族の番号と一緒に知らせる必要があります。

平成28年から先ず第一段階として、会社や従業員その家族の番号を源泉徴収票などに記載して税務署などに提出することが義務づけられます。

制度の目的は、各種年金や健康保険などの社会保障に関する個人情報や国や地方自治体などが番号で管理し、税や社会保険料の徴収、社会保障の給付などの効率化アップを目的とすると言われています。税金と社会保障の分野で、個人・法人の情報が一元管理され、手続きの簡素化により行政サービスの向上が図られる予定です。

一方、各種数値情報などを税務当局や市区町村がマイナンバー番号で名寄せを行い、捕捉することで、脱税や課税洩れ防止、社会保険料の徴収洩れ防止に活用し、税や保険料の徴収を容易に行なうことができるようになります。

国民1人1人の利便性が向上し、自治体に番号で伝えることで住民票や源泉徴収票などの提出の手間が省けそうです。

インターネット上での個人ページ活用することにより、税金や社会保険料の納付、引越しの手続きなどができる予定です。

**法律相談は当事務所顧問の永井・村田弁護士へ口答相談は無料です。
【トラブル防止は事前相談から】当事務所担当者へご連絡下さい。**

(2) 個人番号と法人番号

〔個人番号〕

- ・住民票を有する全ての者に対して、1人1番号を住所地の市町村長が指定します。
- ・12桁です。
- ・「通知カード」により、住民票の住所に通知されます。
- ・通知カードの代わりに、申請書を提出することで、本人確認ができる顔写真入りのICチップ付きカード(個人番号カード)の交付を受けることができます。
- ・現在のところ、利用範囲は、社会保障、税、災害対策の分野に限られます。

〔法人番号〕

- ・法務省から提供される会社法人等番号などを基礎として1法人1番号の法人番号を指定し、書面により通知されます。
- ・13桁です。
- ・原則公表され、①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号の検索、閲覧可能なサービスをインターネットを通じて提供されるとされています。
- ・利用範囲に限定はなく、民間での利用も自由に行うことができます。

(3) 導入におけるポイント

次の3つを押えておくことが大切です。

- ①現在のところ、年金、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続きなど、法律で定められた事務に限って個人番号が利用される予定です。
- ②民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務など、法律で定められた範囲に限り、個人番号を取り扱うこととなります。
- ③他人の個人番号を不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。

(4) 情報セキュリティへの対応、社内ルール

税理士は、顧問先(法人・個人)の従業員及び従業員家族の「社会保障・税番号」を取り扱う「個人番号関係事務実施者」となり、各種義務を負うこととなります。法律上、特定個人番号(マイナンバーをその内容に含む個人情報)の適切な取扱いを確保するため、各種の保護措置が設けられており、取扱いに関するガイドラインが公表されています。

平成27年度税制改正大綱では、国税通則法を改正し、銀行等に対しマイナンバーによって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務を課すことがあげられています。

税理士は、これら改正情報にも注意しつつ、マイナンバー制度の正しい知識を習得し、お客様への啓発・適切な指導を行うことが期待されています。

しかし、マイナンバーへの対策の必要性は感じているものの「まだ1年近くある」として、手を付けていない企業は少なくありません。万が一、対応をおろそかにして情報漏えいが発覚すれば、罰則対象になり損害賠償を請求される事態もありえます。そうなると、信用が失墜して会社存続の危機にも陥ります。リスクを踏まえた上で、まずは個人番号に対する「使用上の注意点」や「保管方法」などから理解したいものです。

政府が平成26年12月11日に公表した「特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン」に、利用範囲や取扱いの注意事項などが示されています。企業が個人番号に関わるのは、源泉徴収票、支払調書、健康保険、厚生年金被保険者証などの手続きに限られており、これ以外の使用はマイナンバー法により禁止されています。

企業が社員に対して個人番号の提示を求める時には、必ず個人番号がその人物のものであるかの確認(本人確認)を行わなければなりません。政府が「身分証として使える」と

謳うのは、平成28年1月から申請により取得できる「個人番号カード」のことです。これは顔写真入りでICチップが付いているため、1枚で本人確認が可能となります。しかし、平成27年10月に郵送される「通知カード」があれば、運転免許証やパスポートなどの顔写真が入った公的身分証明証などと併せて提示を求めることになります。誤った番号登録はその後の行政処理すべてに影響が出るため、番号の取得から登録までの初期手続は重要です。

また、原稿料や謝礼を社外の人に支払う場合は、支払調書にも個人番号を記載する必要があります。提供をお願いしなければなりません。社員の親族など、“身内”のみならず、扱いは広範囲に及ぶため、企業には厳重な管理体制が求められます。

ご質問・ご意見などがありましたらどうぞお気軽にお寄せいただけたら幸いです。

石川 光男

今月のセミナー

※ 各セミナー共、事前のお申込みをFAXにてお願いします。

1. 4月 9日 (木) 『行政書士の行なう補助金・助成金』
講師 林 泰寛 氏 時間 17:30～19:00
会費 会員 無料 一般 1,000円
場所 石川経営3Fセミナールーム
2. 4月 17日 (金) 介護事業研究会：平成27年第一回例会
講師 福田 剛年 氏 松本 祐輔 時間 17:00～19:00
会費 会員 無料
場所 石川経営3Fセミナールーム
3. 4月 22日 (水) 税理士平川忠雄 DVDセミナー
『平成27年より適用される事業承継税制の実務対応と中小企業関連改正税制について』
講師 柴田 和浩 時間 17:00～18:00
会費 会員 500円 一般 1,000円
場所 石川経営3Fセミナールーム
4. 4月 27日 (月) 『遺産分割の対象にならない相続財産があるか?』
～遺産分割未了での預金払い戻しの可否…大阪高判平26・3・20等～
講師 山本 享市 氏 時間 17:30～19:00
会費 会員 無料 一般 1,000円
場所 石川経営3Fセミナールーム
終了後、有志による懇親会(3,300円)を開催致します。

1. 4月 9日 (木) 第472回 経営者モーニングセミナー
講師 中西 政男 氏
テーマ 「 **倫理と私の仕事** 」
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料
場所 金山ゼミナールプラザ

2. 4月 16日 (木) 第473回 経営者モーニングセミナー
講師 高橋 哲也 氏
テーマ 「 **朝を活かして生きる** 」
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料
場所 金山ゼミナールプラザ

3. 4月 22日 (水) 経営者の集い
講師 上野 洋之進 氏
テーマ 「 **握手の効用** 」
時間 PM 7:00 ~ PM8:00 会費 無料
場所 金山ゼミナールプラザ

4. 4月 23日 (木) 第474回 経営者モーニングセミナー
講師 上野 洋之進 氏
テーマ 「**やってみなはれ**」
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料

5. 4月 30日 (木) 第475回 経営者モーニングセミナー
講師 大竹 美保子 氏
テーマ 「**気付き～喜働への軌道**」
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料

※倫理法人会セミナー、事前申込みは必要ありません。

受付で「石川光男の紹介です」とお伝えください。

※会場…金山ゼミナールプラザ 〒460-0024 名古屋市中区正木 3-7-15

TEL 052-331-6411

客を迎える心（丸山敏雄一日一話より）

掃除がよく行き届いて、よこほどに装飾された店は、何とも言えぬすがすがしさです。

こうした中にいる人の心は、うきうきと朗らかな喜びと一種のハズミをもって、生き生きとしています。その空気、雰囲気にはきつけられて、お客も来るというものです。

心は、形に見えませんが、人にわからず、まわりに響きはないようですけれども、決して決してそうではありません。いちいちピンピンとはねかえるほど響き、応えてくれるものだとお考えください。

4月の税務と労務

- | | |
|--------------------|--------------|
| ・ 2月の決算法人の確定申告、納税 | 期限（ 4月 30日 ） |
| ・ 8月の決算法人の中間申告、納税 | 期限（ 4月 30日 ） |
| ・ 8月の決算法人の消費税の中間申告 | 期限（ 4月 30日 ） |
| ・ 3月分源泉所得税納付 | 期限（ 4月 10日 ） |
-

発行人 税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川光男
〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号
TEL052(651)6000 FAX052(652)0066
ishikawa@ishikawakk.or.jp